令和3年度当初予算における 引き上げ分に係る地方消費税収の使途について

税率引き上げ分に係る地方消費税収については, 子ども・子育てや医療・介護に係る社会保障施策に要する経費に充当します。

1 歳入

引き上げ分の地方消費税収

8,430百万円

2 歳出

引き上げ分の地方消費税収を充当する経費は次のとおり。

(単位:百万円)

	項目	事業費(一般財源)	うち引き上げ分の 地方消費税充当額
子ども・子育て		10,804 *	4,240
	放課後児童健全育成	519	519
	保育所運営費•児童入所施設措置費	5,944	1,806
	医療費助成	1,399	1,317
	市町村が行う子ども・子育て事業への補助, 保育緊急確保事業	575	503
	高等教育の無償化	97	97
医療·介護		**	
	京· 川 矆	47,334 **	4,190
	国民健康保険,後期高齢者医療制度に係る 負担金	47,334 ** 16,969	4,190 1,879
(A)	国民健康保険,後期高齢者医療制度に係る		
	国民健康保険,後期高齢者医療制度に係る 負担金 地方独立行政法人病院・公立病院事業	16,969	1,879
	国民健康保険,後期高齢者医療制度に係る 負担金 地方独立行政法人病院・公立病院事業 負担金 地域医療介護総合確保基金事業	16,969 4,996	1,879 956
	国民健康保険,後期高齢者医療制度に係る 負担金 地方独立行政法人病院・公立病院事業 負担金 地域医療介護総合確保基金事業 (医療分) 地域医療介護総合確保基金事業	16,969 4,996 301	1,879 956 301

※当該項目に関する事業費(一般財源)全体の合計であるため、内訳の合計とは一致しません。 四捨五入の関係で計と一致しない場合があります。